

議第 32 号

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、一定の要件を満たした者に対して支給する傷病手当金の支払請求権が令和 7 年度中に時効により消滅し、当該傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険条例（平成16年下呂市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～4 (略)	附 則 1～4 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u> 5 給与等 (所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間の就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数がある

改 正 後	改 正 前
	<p><u>ときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)</u> <u>とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p>
	<p><u>7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p>
	<p><u>8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。</u></p>
	<p><u>9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合において、</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>その受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>10 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、一定の要件を満たした者に対して支給する傷病手当金の支払請求権が令和7年度中に時効により消滅し、当該傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 当該傷病手当金について規定している附則第5項から第10項までを削ります。

(制定附則関係)

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(改正附則関係)